

条 件	応 札
<p>1 工事条件 診療時間外(※)で施工とすること。また、工事期間は空調負荷の少ない秋（目処：11月中旬～末）とすること 火気、騒音、振動、異臭が生じる場合及び残業は事前に連絡し、病院と協議の上施工すること ※作業可能日時：火・木・土曜の15：00～17：00、日曜8：30～17：00 祝日は休日扱いとならない。</p>	
<p>2 熱負荷確認 既存のエアコンの能力を再確認し機種選定を行う。 その為、機種選定については熱負荷計算を行うこと 腎センター南面窓側のエアコンが効きにくいいため考慮すること（病院側と協議決定）</p>	
<p>3 既存のエアコン（室内機・室外機等）の撤去 既存エアコン室内機（20台）、室外機（2系統）を撤去する。 冷媒ガスの回収処理を適正に行う。回収量は明確にし、作業報告書へ記載すること 撤去設備の適正な廃棄処分を行うこと</p>	
<p>4 新規エアコン（室内機・室外機）の機種について （1）エアコンは最新機種でかつ省エネタイプ（トップランナー）を選定すること メーカーはダイキン製とする。 （2）室内機は既存品と同タイプ（形状・サイズ・吹き出し方向等）を選定し、原則、建築工事（天井補修等）は最低限となるようにすること （3）冷媒ガスは、2020年以降も使用可能な冷媒であること また、充填量は明確にし、作業報告書へ記載すること</p>	
<p>5 配管工事（保温・ラッキング工事含む） （1）冷媒ガス配管（室内機～室外機まで）は、原則既存配管を使用すること 但し、各機器との接続部及び施工上切り回し等が必要な場合は、配管工事を行う。 （2）室内機からのドレン配管は施工すること また、勾配は適正な勾配とすること （3）新規に施工した冷媒ガス配管及びドレン配管は保温・ラッキングを実施すること （4）配管の支持は、適正な間隔で実施すること</p>	

条 件	応 札
<p>6 電気工事 電気工事の範囲は、既存エアコン撤去時の配線外し、新規エアコンへの接続とする。 但し、エアコン能力アップの場合は、必要に応じて元ブレーカーの工事を行うこと 室外機元電源・・・ 屋上設置 RM-2 室内機元電源・・・ 新館2階 腎センター倉庫内 2L-1</p>	
<p>7 地震対策（転倒防止） 室外機は地震対策を行うこと</p>	
<p>8 表示 室内機とリモコンにユニット番号と系統が分かる表示をすること 室外機に、冷媒充填量（標準量以外の場合）記載すること また、室外機には系統名がわかる名称表示をすること（テプラ表示はNGとする）</p>	
<p>9 仮設工事 エアコン（室内機・室外機）更新時の足場や養生等の仮設工事は費用に含むこと また、エアコン停止中の仮設空調（スポットエアコンや扇風機他）は費用に含むこと</p>	
<p>10 清掃 工事完了後には床、壁等の清掃を実施すること</p>	
<p>11 請負業者は、作業日を当院と打ち合わせ決定し、作業日の2週間前までに納入仕様書・工程表・作業時に使用する検査書（絶縁測定・電圧・電流等の測定値・状態等記入項目、作業完了のチェックリスト等必須）・その他当院が必要とし要求する書類を提出すること</p>	
<p>12 指定された場所において作業・点検・確認・調整を行い、協力業者にて実作業を行う場合でも、作業責任者は請負業者とし現場立ち会いを行うこと</p>	
<p>13 工事中は、患者・来院者・職員に対し安全確保を第一に作業を進めること 通路の通行スペースなどは、随時十分に確保する。</p>	
<p>14 工事後に当院立ち会いの元、11項の検査書に基づき完了検査を行う。</p>	
<p>15 作業完了検収は、14項を完了し必要事項や取り扱いの説明を行い、その後検収報告書・冷媒ガス破壊証明書、廃棄物マニフェスト・完成図書（作業報告書・作業時検査書・作業写真・取扱説明書・図面データ等含む）・その他当院が必要とし要求する書類をファイリングし提出した後行う。なお、提出書類に不備がある場合これを却下する。</p>	

条 件	応 札
1 6 アフターメンテナンスや問い合わせ等が発生した時は、迅速に対応できること	
1 7 工事完了後、原則 1 年間は無償保証期間とし、保証範囲は工事範囲全体とする。保証期間中のトラブル対応は工賃・部品代、原則無償対応とする。	
1 8 過去 3 年以内に、当院に対して納品または作業の実績があること 但し、実績がなくても施設用度課課長が承認した場合は可とする。	
1 9 見積金額（税抜き本体）は千円単位とし、合計金額は税込み金額にて提出すること 見積もり内訳として、設備費、材料費、労務費、諸経費がわかる内容とすること	
2 0 工事の際に知り得た情報については、第三者に対し絶対に漏洩しないこと	
2 1 本仕様に関して疑義が生じた場合には、その都度当院と相互協議する。	
2 2 本件支払いは、原則検収月末日締め翌月払いとする。 但し、請負金額や当院状況により支払い月の変更を申し出ることもあり得る。	
2 3 作業に係る法令（騒音・振動関連防止法、建築基準法、消防法、電気事業法、廃棄物処理法（リサイクル法含む）等）及び社会福祉法人 ^{恩賜財団} 済生会遵守規程を遵守すること	
2 4 本件は予定価格を設定した一般競争入札による最低価格方式とし、必要書類を提出する際は、封書に封印をして提出すること	
2 5 本件を請け負う場合、当院と工事前に工事請負契約書を締結する。 なお、契約条項の中に独立した条項として「乙は、本件契約の履行に当たっては、社会福祉法人 ^{恩賜財団} 済生会法令遵守規程を理解し、誠実に業務を遂行する。」を記載することとする。	
2 6 本仕様に関して疑義が生じた場合には、その都度当院と相互協議する。	

- 日付
- 社名（押印）